

## 2013 年国家知的財産権戦略実施推進計画

中国共産党第 18 回全国代表大会の精神を徹底し、イノベーション駆動の発展戦略を実行し、『国家知的財産権戦略綱要』における 5 カ年目標を実現するよう促進し、2013 年戦略として実施する重点的任務及び取り組み措置を明確にするために、本計画を制定する。

### 一、知的財産権創出レベルの引き上げ

目標任務：知的財産権の質及び創造効率を高め、専利・商標・著作権・植物新品種等知的財産権の審査管理活動を改善し、知的財産権考課評価体系を完備させ、知的財産権創造の主体が知的財産権の量から知的財産権の質に配慮するよう切り替わることを誘導し、知的財産権の価値向上を促進する。

#### 取り組み措置：

1. 改正国家技術発明賞評価指標体系を実行し、候補プロジェクト申告資料の知的財産権証明書類に関する要求を完備させ、専門家が候補プロジェクトにおける知的財産権の質及び転化・運用の状況に対する評価を強化するよう誘導する。

2. 専利指標考課評価体系及び知的財産権統計指標体系を完備させる。「人口 1 万人当たりの発明専利保有件数指標」の考課評価を行う。

3. 専利審査業務指導体系及び品質保障体系を完備させ、検索能力の向上を促進する。専利の質の引き上げ促進政策を制定し、専利助成政策の方向性を明確にし、専利助成の効力を向上させる。非正常な専利出願への監視と処理を強化し、専利出願行為の規範化を図る。

4. 商標審査審理基準を完備させ、商標登録・管理自動化 3 期システムの建設を完了し、商標登録の効力を引き上げて、商標登録審査期間を 10 ヶ月、異議審理期間を 18 ヶ月に維持するよう確保する。

5. 著作物登記業務を増強し、著作物登記データの集計・報告送付・公表制度を完備させ、著作物登記の量と範囲を拡大させる。

6. 植物新品種試験ガイドライン及び審査許可規則を制定し、完備させ、試験審査の能力構築を強化し、植物新品種の審査管理のレベルを引き上げ、育成者権登録の質を向上させる。

### 二、重点産業での知的財産権の配置強化

目標任務：知的財産権政策と産業政策とが深く融合するように促進し、戦略的新興産業や、地域の特色ある優位産業等における知的財産権のリスク評価と注意喚起を強化し、重点産業での知的財産権配置に対する誘導力を増強し、産業企業が知的財産権を利用して国際競争に参加する能力が向上するよう誘

導する。

取り組み措置：

7. 国務院弁公庁による『戦略的新興産業における知的財産権活動強化に関する若干意見』を徹底的に実行し、業務協働体制を完備させ、2013年戦略的新興産業知的財産権業務計画を制定、実施する。

8. 『専利出願優先審査管理弁法』を実行し、省エネ・エコ、次世代情報技術、バイオ、先端設備製造、新エネルギー、新素材等戦略的新興産業技術分野の専利出願、並びに低炭素技術、資源節減等グリーン成長に資する専利出願を対象に、優先審査を行う。

9. 著作権統計制度を完備させ、年間を通した著作権関連産業の国民経済への寄与に関する調査研究活動を行い、著作権取引活動に対する指導と管理を強化する。

10. 国家レベルの知的財産権評定制度・仕組みの構築を模索し、中央企業や科学研究院・研究所及び地方に向けて、重要な経済・科学技術活動における知的財産権評定の試行事業を深化し、知的財産権分析評定サービス能力を引き上げる。

11. 「産業知的財産権リスクアセスメント及びアラート事業」を深く展開させ、産業シフトとグレードアップが急がれる重点産業を選定して知的財産権アラートを行わせ、キーテクノロジー分野に対して知的財産権を追跡分析し、重点産業において知的財産権の市場化運用を促進する。

12. 専利指向産業の発展及び専利配置の試行事業を行う若干の産業を選択する。10の重点分野・重要技術の専利分析アラートプロジェクト実施を手配する。産業向けに専利分析を普及させ、広める10課題の研究実施を手配し、『専利分析実務マニュアル』を改正し、『専利分析報告標準』を制定する。

### 三、知的財産権の運用促進

目標任務：企業の知的財産権運用主体の地位を強化し、知的財産権を紐帯及び中核としたイノベーション成果の転化運用の仕組みを完備させ、企業への知的財産権の移転・転化の円滑化を促進する政策措置を実施し、知的財産権成果の製品化・商品化・産業化を推進する。

取り組み措置：

13. 若干の重要産業におけるイノベーション創出発展事業及び応用モデル事業の実施を手配し、次世代インターネットの大規模な商業的応用、LTE産業の発展等において自主的知的財産権を有する成果の製品化・商品化・産業化を推進し、デジタルテレビ、新世代移動通信、次世代インターネット等分野における知的財産権と標準化活動を結びつけるよう促進する。

14. 科学研究機構及び大学の技術移転活動を促進するための指導的意見を検討制定し、技術移転モデ

ル機構を試行拠点とし、科学研究機構及び大学において規範化した知的財産権管理制度と技術移転の仕組みを確立するよう推進する。

15. 「工業企業知的財産権運用能力育成事業」を全面的に推進し、認定・プロジェクト援助・報奨等によって、各地の育成事業展開を支持し、『工業企業知的財産権管理ガイドライン』を検討制定し、試行拠点企業に知的財産権の管理の指導提供を行う。

16. 林業専利・登録新品種の産業化推進計画の実施を手配し、先進的な林業専利及び優良な新品種の転化・応用を促進する。

17. 軍民融合の知的財産権の双方向移転を加速させ、知的財産権管理制度の論証プロジェクトの始動、設備購入技術資料権の交付・使用・管理制度、及び軍用ソフトウェア著作権管理制度を開始、確立し、知的財産権移転・転化のパターンに新機軸を打ち出し、国防知的財産権の運用を推進する。

18. 知的財産権投融资関連政策を完備させ、商業銀行の知的財産権担保貸付業務に関する指導的意見を制定し、20の知的財産権投融资サービスプラットフォームを構築し、知的財産権許諾権、持分所有権をほかの資産と組合せる新規パターンの試行事業活動を行う。

#### 四、知的財産権の保護強化

目標任務：知的財産権関連法律法規を完備させ、法により知的財産権侵害を摘発する長期に効果ある仕組みを健全化させ、知的財産権の保護に関するパフォーマンス考課を行う。司法による知的財産権保護の効力を引き上げ、行政法執行能力を向上させ、重点分野・重点産業に対して特定項目の保護及び権利保護援助活動を行い、知的財産権行政処罰事件情報が法によって公開されるよう促進する。伝統的な優位分野における知的財産権資源保護を強化し、国際的対応レベルを引き上げる。

取り組み措置：

19. 商標法・著作権法・専利法及び関連の実施条例の修正活動を積極的に推進する。

20. 革新医薬品の保護を強化し、革新医薬品の保護に対する政策及び立法について研究を行う。

21. 『インターネット上送信の映画テレビ著作物著作権監督管理弁法』、『著作権法執行の指導に関する意見』を起草、発表する。

22. 『専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』（2001）を修正し、『知的財産権訴訟前保全における法律適用の若干の問題に関する解釈』、『商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』、『商標権利付与・権利確認事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈』を制定する。専利権侵害紛争の法適用の問題、専利権利付与・権利確認の問題、馳名商標保護、役務商標保護、営業秘密保護、カラオケ経営者関連著作権紛争の法適用の問題等についての指導的意見を適時

に打ち出す。

23. 一般知的財産権事件管轄権を有する基層法院の数を適宜増加させ、一部の中級人民法院を第一審専利紛争事件管轄法院に追加指定し、知的財産権審判廷による知的財産権民事・行政及び刑事事件の集中審理の試行事業を深化させ、裁判の協調仕組みを最適化する。基層法院の知的財産権裁判業務機構の設置を完備させ、ブランド法院事業を実施する。

24. 地方政府における権利侵害模倣摘発に関する実績考課活動を行い、地方政府における権利侵害模倣摘発活動のパフォーマンス考課弁法を制定する。

25. 権利侵害模倣摘発行政処罰事件の法による公開の指導的文書を制定し、行政法執行機関が関連事件の情報を法により公開するよう推進する。

26. 「両法銜接（訳注：行政法執行と刑事司法との連動）」活動の仕組み整備を引き続き積極的に推進し、年末までに情報共有プラットフォームの建設を完了し、行政法執行機関が一部の犯罪容疑事件を移送するよう監督する。

27. 全国の地市、県級政府機関が期日どおり、ソフトウェア正規版化検査是正活動を2013年末までに完了するよう監督し、企業のソフトウェア正規版化活動を全面的に推進し、企業におけるソフトウェア資産管理の試行事業を完了する。

28. 工場から新規出荷のコンピューターへの正規版オペレーティングシステムのプリインストールに対する監督管理活動を整え、安全かつ制御可能な正規版ソフトウェアの応用推進を強化し、政府機関におけるソフトウェア正規版化活動と情報化活動の連結を推進する。

29. 模倣品摘発行動を行うよう手配し、企業のイノベーションと発展を害する、内需拡大及び従業員の就労を害する、人民群衆の生命・健康を害する、生産生活の安全を害する、食糧安全及び農民の利益を害する5種類の犯罪を重点的に摘発する。

30. 権利侵害及び偽造悪質商品の製造販売情報を送信するサイトを摘発し、法違反・ルール違反の接続業者を暴露し、ドメインネーム情報の監視管理強化の有効な措置を検討し、インターネットサイトの届出情報の正確率を向上させる。

31. 第9回ネット上権利侵害海賊版摘発の「剣網行動」を行い、ネット文学・音声・映像・ゲーム・アニメーション・ソフトウェア等の権利侵害海賊版に対して特別統治を行う。

32. ネット上著作権に対する能動的な監視管理を強化し、アプリケーションサイト・ショッピングサイト・映像サイトの著作権を重点として能動的な監視管理を行う。

33. 「専利法執行能力引き上げ事業」の実施を開始し、法執行部隊・専利権侵害判定相談センター、

専利行政法執行活動協調センターの設立を推進し、『専利行政法執行活動の強化に関する決定』の具体的意見を打ち出して実行し、法執行活動の目標責任制を確立し、専利行政法執行能力の引き上げを推進し、保障する。

34. 専門市場での知的財産権保護活動を深く推進し、専門市場における知的財産権保護の強化に関連する意見を打ち出すよう促進し、専門市場の知的財産権保護能力の引き上げ活動を推進する。業界における知的財産権保護の自主規制仕組みを確立し、健全化させ、業界協会でも知的財産権保護活動を行うよう支持する。

35. 重点分野・重点産業を中心に、迅速に知的財産権保護センターを設立し、企業と産業に効率的なサービスを提供する迅速な権利保護活動の仕組みを確立し、専利権侵害判定相談センターの設立について模索する。

36. 商標権侵害模倣行為特定項目取締制度を完備させ、商標をめぐる行政法執行の情報共有プラットフォームの構築を推進し、特定項目行動を行うよう手配し、馳名商標・渉外商標・地理的表示を重点とした重大事件・重要事件の処理を監督し、知名商品に特有の名称・包装・装飾を無断で使用するなどの「ブランドただ乗り」行為への取締力を増強する。

37. 長期に効果ある商標保護の仕組みを健全化させ、全国の大中都市の大手小売商業企業や有名ブランド専売店における商標使用許諾経営制度を広める方案を早急に制定し、日常的な監視管理の効力を引き上げる。

38. 税関による知的財産権の保護を強化し、重点分野、重点商品に対して特定項目の法執行行動を行い、税関間の法執行に関する協力を深化させることにより、国際貿易における権利侵害の法違反行為を共同で摘発し、税関による知的財産権保護へ技術面の投入を増強し、法執行の効力を引き上げる。

39. 知的財産権分野の多国間・二国間の交流提携を進め、知的財産権に関する多国間・二国間交渉の主導者と参加者としての活動を整え、『地理的表示に関する中欧協定』の交渉を推進し、知的財産権分野の国際的規則制定に綿密な配慮をしながら参加し、わが国の知的財産権保護の分野における発展の成果を積極的に宣伝する。

40. 企業に対する渉外知的財産権事件の応訴指導を強化し、企業知的財産権海外権利保護援助センターの役割を十分に発揮する。わが国の輸出貿易の主な産業及び関連企業による「海外進出」における知的財産権関連リスクアセスメントとアラートを強化する。

41. 世界知的所有権機関(WIPO)によって管理される意匠国際登録ハーグ体系へのわが国の加盟に関する活動を積極的に推進する。

42. 林業植物新品種の保護を強化し、コウシンバラ等林業植物新品種のDNA図録のデータベース構築を開始し、育成者権の法執行について技術的サポートを提供する。

43. 地理的表示及び農産物商標の登録・保護活動を整え、「商標によって農村を豊かにする」事業の実施を推進し、新農村の建設を促進する。

44. 地理的表示保護のモデル地域建設を推進し、地理的表示製品の輸出入時保護の監視管理と実効果を増強し、地理的表示製品輸出入貿易及び産業国際化の進展を推進する。

45. 農産物の地理的表示資源を調査し、掘り起こし、農産物の地理的表示認証取得品の品質安全に関する追跡・監視測定活動を行う。

46. 『生物の遺伝資源の取得及び利益の配分に関する管理条例』の立法プロセスを推進し、生物の遺伝資源の取得及びベネフィットシェアリング管理に関連する政策、制度を制定する。

47. 「中医薬伝統的知識の保護技術の研究」プロジェクトを開始し、中医薬の伝統的知識の技術的規範の確立を推進し、中医薬の伝統的知識の資源を詳しく調査し、中医薬の伝統的知識の保護の記録作成及びリスト作成に対して素材提供を行う。

48. 「民族民間文芸における知的財産権の保護の研究」プロジェクトを進め、知的財産権保護・管理の内容を中国民間文芸基礎資源管理システムに組み入れ、運用できる中国民間文学データベースの知的財産権ソリューションを形成する。

## 五、知的財産権管理能力の引き上げ

目標任務：知的財産権の管理強化政策を制定し、知的財産権管理体系及び統括的な協調仕組みを完備させ、知的財産権に関する連携管理、規範化管理、能動的管理を強化し、知的財産権管理の効力を引き上げ、各種主体の科学的な知的財産権管理能力及びレベルを向上させる。

### 取り組み措置：

49. 知的財産権管理を強化する政策文書を制定し、知的財産権の管理体制・仕組みを完備させ、政府・業界・企業・大学・科学研究機構・サービス機構等の知的財産権管理のレベルを向上させる。

50. 大学における知的財産権管理に関連する政策文書を検討改正し、大学の知的財産権管理体系を完備させ、大学の知的財産権管理能力を引き上げる。

51. 『国家科学技術重要特定項目における知的財産権の管理に関する暫定規定』を実行し、各特定項目の特徴に合致した知的財産権の管理細則の制定を加速させるよう推進し、国家科学技術重要特定項目における知的財産権情報の登記・統計・評価制度を完備させ、評価監督と指導を強化する。

52. 『国家科学技術計画における知的財産権の管理活動の強化に関する規定』を完備させ、知的財産

権分野の専門家を国家科学技術計画プロジェクトの検収・評価に参加させ、国家科学技術計画の重点分野における知的財産権の統計・評価を増強し、科学技術計画のプロジェクト成果の情報発表を強化する。

53. 遺伝子組み換え生物の新品種育成の重要特定項目における知的財産権の管理を強化し、関係の知的財産権管理弁法を検討起草し、わが国の遺伝子組み換え生物技術の研究開発や産業化運用に対して知的財産権に関する規範的手引を提供する。

54. 文化系統の知的財産権戦略実施に関する指導的文書を検討制定し、全国の文化系統における知的財産権活動への指導を強化する。

55. 商標の行政指導活動の仕組みに新機軸を打ち出し、商標戦略の実施に関する分類指導制度を確立し、市場主体が自らの発展と結びつけた商標戦略を制定、実施するよう奨励し、指導を行う。

56. ラジオ・映画・テレビに関する知的財産権管理の仕組みを完備させ、ラジオ・映画・テレビのリーガルリスク予防を強化し、各級のラジオ放送局・テレビ局において知的財産権の管理規範を確立するよう推進し、ラジオ放送局・テレビ局における著作権契約書サンプルテキストを重点的に押し広め、ラジオ放送局・テレビ局のメディア資産管理システム建設プロジェクトを推進し、中国ラジオ・テレビ協会ラジオ・テレビ著作権委員会において業界の自主規制を強化し、会員紛争の内部調停及び業界の団体による権利保護の仕組みを完備させるよう指導する。

57. 『教科書法定許可の報酬支払い弁法』を起草、公布し、『文字著作物出版報酬規定』を改正、公布する。

58. 著作権団体管理組織に対して、監督管理を強化し、具体的な制度を制定、実施し、それが公開かつ透明に、法によって活動を行うよう推進する。

59. 出版業における著作権資産管理に関する試行事業を行い、著作権資産管理体系・制度の検討に着手し、文化企業の著作権資産管理を指導するための文書を検討起草する。

60. 『企業の知的財産権管理に関する規範』国家基準を発表し、知的財産権(専利)優位企業認定弁法を制定し、一部の省を選定して知的財産権優位企業育成活動を行う。

61. 中科院知的財産権管理基準又は作業ガイドラインを検討制定し、科学研究単位での知的財産権管理活動をより一層規範化する。中国科学院『科学研究プロジェクトにおける知的財産権管理弁法』を起草、制定し、重要科学研究プロジェクトにおける知的財産権の全プロセス管理の試行事業を深く推進する。

62. 国防知的財産権に関する活動体系を完備させ、国防知的財産権の分析及び科学的な配置を行うよう誘導し、イノベーション創出主体の知的財産権の総合的管理の試行事業を行い、設備購入契約における知的財産権の管理を強化し、発明報告制度の構築に着手する。

63. 「帰国するハイレベル留学人材助成」、「留学者向け優れた科学技術活動プロジェクト助成」、「国のための海外赤子（訳注：赤子＝故郷を愛する人）服務行動計画」等の人材導入計画を通じて、知的財産権戦略の実施に差し迫って必要とされながら不足する海外留学ハイエンド人材を重点的に導入する。帰国する留学者創業開始支持計画と結びつけて、自主的知的財産権に基づいてハイニューテック企業を創立する留学人材を重点的に支持する。帰国したハイレベル人材向けの諸優遇策を完備させ、知的財産権分野のハイエンド人材を導入し役割を果たさせるのに良好な環境を築く。

64. 『知的財産権人材体系の構築強化の意見』を検討制定する。「百千万知的財産権人材」事業を実施し、百名ハイレベル人材養成の人選考課活動を行い、千名・万名専門的人材の養成を引き続き増強する。国家知的財産権研修基地建設事業を実施し、『国家知的財産権研修基地の活動強化に関する意見』を制定する。知的財産権人材情報化事業を実施する。

## 六、知的財産権サービス業の発展

目標任務：知的財産権サービス業管理体系を健全化させ、関連政策を実行し、知的財産権の基礎情報資源の構築及び開発・利用を強化し、知的財産権サービス機構において業務範囲を広げるよう誘導し、知的財産権サービスハイエンド人材の養成を加速させ、知的財産権サービス業を育成し、成長を推進する。

### 取り組み措置：

65. 『知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見』を実行し、関連政策を打ち出し、知的財産権サービス業の統計・監視測定・情報発表の仕組みを確立し、知的財産権サービス業集約エリアの建設を推進し、知的財産権サービスのブランド機構を育成する。

66. ハイテクサービス業特定項目の実施を手配し、知的財産権サービス業を重点的支持分野・方向とする。

67. 『専利代理条例』改正活動を促進し、専利代理業界発展促進事業及び試行事業活動を推進し、専利代理人向け実務技能教育を全面的に行う。

68. 『法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法』を実行し、商標代理業務に従事する弁護士事務所の届出等の関係活動を整え、弁護士による商標代理業務の監督管理を強化し、商標に関する法的サービスの規範化を推進する。

69. 弁護士による専利代理に関する法的サービスを支援、開拓し、専利代理業界において専利弁護士の試行事業活動を行い、2業種において専利弁護士部隊を育成し、発展させ、専利に関する法的サービスを大きく、強くする。



70. 著作権のモデル都市・モデル単位・モデル園区(基地)の建設を推進し、著作権取引活動に対する指導と管理を強化し、関係の機構による著作権をめぐる紛争の調停・仲裁活動を支持する。

71. 知的財産権の司法鑑定を統一した登記管理に組み入れることを推進し、知的財産権の司法鑑定の執業分類を細分化し、知的財産権の司法鑑定の技術規範及び基準体系を完備させ、知的財産権の司法鑑定の規範化のレベル及び職業能力をより一層向上させ、一部の高資質・ハイレベルな知的財産権司法鑑定機構を支援、養成する。

72. 専利保険の試行事業の地域の規模を拡大し、専利保険の品目を開発し、多くの関係者がともに参与する専利保険サービスのイノベーション創出仕組みを構築する。

73. 全国専利情報公共サービス体系建設計画を実行し、全国専利情報送信利用に関するマクロ的管理及び業務指導の体系を確立し、地方による特色ある産業の専利情報サービス活動を支持する。

74. 業界における知的財産権総合データプラットフォームを構築し、半導体照明・新エネ自動車等重点分野における専利研究分析事例データベース、ソフトウェア著作権・集積回路の回路配置等情報データベース及び重点産業の知的財産権アラートのデータベースを建設する。

## 七、知的財産権文化の構築強化

目標任務：知的財産権の宣伝と普及化・人材養成・学科教育活動を強化し、知識尊重・イノベーション推奨、信義誠実の知的財産権文化の雰囲気醸成する。文化産業に対する知的財産権の支持力を強化し、新聞出版やラジオ・映画・テレビ、文学芸術等重要分野における知的財産権の集積と進展を支持し、文化産業が速く繁栄し、発展するよう推進する。

### 取り組み措置：

75. 知的財産権文化構築事業を推進し、『知的財産権文化の構築活動強化の指導的意見』を打ち出す。

76. 中国共産党第18回全国代表大会による知的財産権戦略の実施、知的財産権の保護強化に関する重要決定の配置を大いに宣伝し、知的財産権活動の進展・成果を十分に宣伝し、自主的なイノベーション創出の手本を取り上げ、各地・各業種において発展の始動力となるイノベーション創出を増強するよう誘導する。知的財産権宣伝ウィーク等各種の宣伝イベントを行うよう手配する。

77. 義務教育カリキュラムの標準化教材の改正において、知的財産権に関する教育内容を強化する。高校の思想政治教材の改正において、知的財産権教育に関する内容を充実させる。大学において、知的財産権学科の構築を強化し、知的財産権関連分野の補助カリキュラムを開設し、知的財産権の普及化教育を行うよう奨励、誘導する。

78. 「卓越した法律人材教育養成」の関係基地において高素質な知的財産権専門的人材の養成活動を

引き続き強化するよう指導し、知的財産権人材養成基地の建設を強化する。

79. 知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発活動に関する宣伝報道を整え、摘発された知的財産権侵害事例を公表暴露し、知的財産権に関する知識・法制の宣伝及び信義誠実に関する宣伝を強化する。

80. 名作ラジオ・映画・テレビ事業を大いに実施し、コンテンツの制作生産を支援し、映画・ドラマ、アニメ、ドキュメンタリー映画に関するオリジナル創作力を向上させ、ラジオ・映画・テレビに関する新興業態を発展させ、多元化した供給能力を増強する。

#### 八、知的財産権戦略の手配・実施レベルの向上

目標任務：『国家知的財産権戦略綱要』5カ年任務目標の達成推進を中核に、知的財産権戦略実施活動体系・プラットフォームの建設を強化し、知的財産権戦略における5カ年目標の全面的な評価を行い、知的財産権戦略に関する先進評価選定・表彰活動を行い、知的財産権戦略実施推進会議及びテーマ別の宣伝活動を開催し、知的財産権戦略活動が深く展開するよう推進する。

#### 取り組み措置：

81. 『国家知的財産権戦略綱要』における5カ年目標の実現状況の評価活動を行う。

82. 国家知的財産権戦略実施活動の評価選定・表彰を行う。

83. 国家知的財産権戦略実施5周年に関する宣伝活動を手配し、この5年間の知的財産権事業の発展の成果と経験を十分に宣伝し、関連の記念活動についてのニュース報道を整える。

84. 戦略実施推進会議の開催を手配し、知的財産権戦略実施活動体系・プラットフォームの建設を強化する。

13-03-21

#### 出所：

2013年3月21日付け国家知識産権局ホームページを基に、JETRO北京事務所にて日本語仮訳を作成。

[http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201303/t20130321\\_788753.html](http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201303/t20130321_788753.html)